

# 企業年金ノート

目次  
平成16年年金改正法による障害年金の改善  
～年金の併給調整の見直し～



## 平成16年年金改正法による障害年金の改善 ～年金の併給調整の見直し～

### 1. はじめに

平成16年6月11日に公布された「国民年金法等の一部を改正する法律（法律第104号）」（いわゆる「平成16年年金改正法」）により、障害年金の改善に関する措置が講じられ、平成18年4月1日から実施されます。今般、平成17年10月7日にそれに関連する事項を定めた政令が公布されました。そこで、今月号では、障害年金の改善に関する措置について、その概要をご案内いたします。

### 2. 平成18年4月1日から実施される障害年金の改善措置

平成18年4月1日から実施される障害年金の改善措置には2つあります。一つは、障害基礎年金と老齢厚生年金又は遺族厚生年金との併給を可能にすること（年金の併給調整の見直し）で、もう一つは、障害基礎年金等の保険料納付要件の特例措置期限の延長です。以下にその概要をご説明いたします。

#### (1) 障害基礎年金と老齢厚生年金又は遺族厚生年金との併給

変更前の年金の併給調整

公的年金制度においては、一人一年金が原則

となっている。一人で複数の年金の受給権を取得しても、いずれか一つの年金を選択して、他の年金を支給停止しなければならない。

但し、同一の支給事由の年金については、併給が可能とされている。例えば、老齢基礎年金と老齢厚生年金の併給、障害基礎年金と障害厚生年金の併給、遺族基礎年金と遺族厚生年金の併給が可能である。それぞれ、老齢、障害、遺族が同一の支給事由となっている。老齢基礎年金と退職共済年金の併給も、実質的には同一の支給事由であることから可能となっている。障害基礎年金と障害厚生年金の併給を受けている者が、老齢基礎年金と老齢厚生年金の受給権を取得した場合には、支給事由の異なる年金の併給は認められていないため、障害給付と老齢給付のいずれかを選択しなければならない。

しかし、特例措置として、遺族厚生年金と老齢基礎年金の併給、遺族共済年金と老齢基礎年金の併給が認められている。これは、遺族厚生年金・遺族共済年金が遺族の老後保障に大きな役割を果たす点に配慮されたことによる取扱いである。

（ご参考）年金給付の種類については、【図表1】をご参照ください。

【図表1】国民年金・厚生年金保険・共済組合の年金給付の種類（概略）

		<厚生年金保険> ・老齢厚生年金 ・障害厚生年金 ・遺族厚生年金		<国家公務員共済組合・ 地方公務員等共済組合・ 私立学校教職員共済組合> ・退職共済年金 ・障害共済年金 ・遺族共済年金	
<国民年金> ・老齢基礎年金 ・障害基礎年金 ・遺族基礎年金					
(自営業者等) 第1号被保険者		(第2号被保険者の 被扶養配偶者) 第3号被保険者		(民間サラリーマン) 第2号被保険者	
(公務員等)					

【図表2】国民年金と厚生年金保険の併給調整

		厚生年金保険		
		老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
国民年金	老齢基礎年金		×	
	障害基礎年金			
	遺族基礎年金	×	×	

(注) は平成18年4月1日から併給が可能になったもの  
 は従前より併給が可能であったもの  
 ×は併給不可

変更後の年金の併給調整

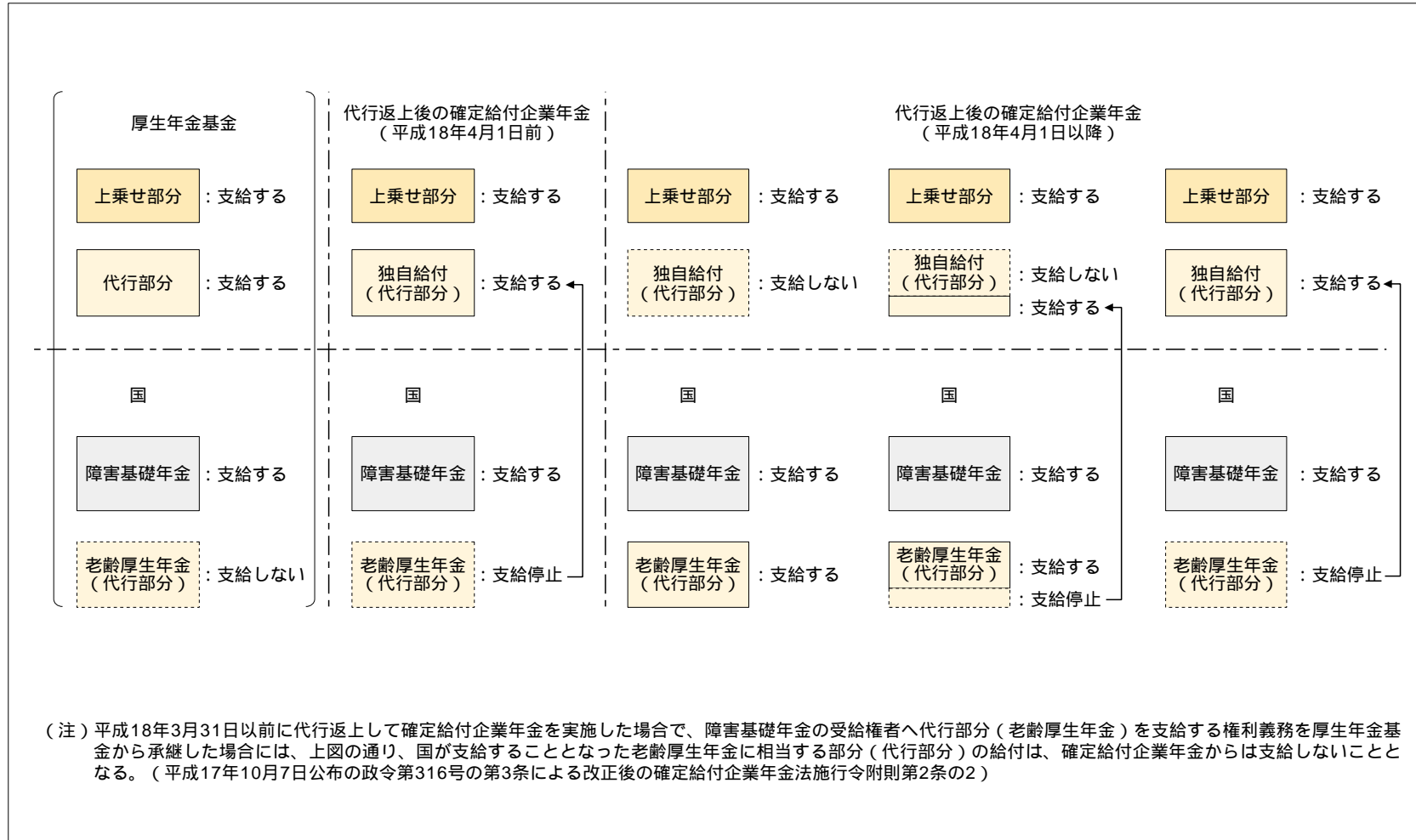
平成18年4月1日からは、65歳に達している障害基礎年金の受給権者について、障害基礎年金と老齢厚生年金の併給、障害基礎年金と遺族厚生年金の併給が可能となる。(【図表2】ご参照)

障害基礎年金と老齢厚生年金の併給は、障害を有していてもできる限り能力を發揮し、就労できる環境整備に向けた取組みが進められている中で、障害者の就労について年金制度上も評価し、地域での自立した生活を可能とするための経済的基盤を強化する観点から、見直しが行われた。

障害基礎年金と遺族厚生年金の併給は、障害基礎年金の受給権者にとって、老齢厚生年金を受給中の夫が亡くなった場合に、障害基礎年金のみで生計を維持していくことになれば、所得保障という面で不十分になるということ等の観点から、見直しが行われた。

なお、障害基礎年金と老齢厚生年金との併給が可能となることに伴って、子のある受給権者については、障害基礎年金と老齢厚生年金との併給を選択した場合には、障害基礎年金の子の加算額と老齢厚生年金の子に対する加給年金額とが二重に支給されることのないように、障害基礎年金の子の加算額がある場合、老齢厚生年

【図表3】代行返上後の確定給付企業年金における障害基礎年金の受給権者への年金給付(イメージ)



金の子に対する加給年金額は支給停止される。

さらに、平成18年3月31日以前に代行返上して厚生年金基金から確定給付企業年金へ移行した確定給付企業年金において、平成18年4月1日以降、国から老齢厚生年金を支給することとなった障害基礎年金の受給権者については、厚生年金基金から承継した障害年金との併給調整に係る独自給付（国において障害年金との併給調整により老齢厚生年金が支給停止されても、厚生年金基金においては厚生年金代行給付に相当する額を支給するもの）から、厚生年金代行給付に相当する額（老齢厚生年金の一部が支給停止されている場合には支給停止額を除く。）を控除することとされた（平成17年10月7日公布の「厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令等の一部を改正する政令（政令第316号）」）。（【図表3】ご参照）

(2) 障害基礎年金・遺族基礎年金の保険料納付要件の特例措置期限の延長  
変更前の障害基礎年金・遺族基礎年金の保険料納付要件

<原則>

傷病に係る初診日（死亡日）の前日において、当該初診日（死亡日）の属する月の前々月まで

に被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上あるとき（「3分の2要件」）

<特例措置：初診日（死亡日）が平成18年4月1日前の場合（初診日（死亡日）において65歳以上であるときを除く。）の要件>

前述の「3分の2要件」を満たすとき、又は、初診日（死亡日）の前日において当該初診日（死亡日）の属する月の前々月までの1年間（当該初診日（死亡日）において被保険者でなかった者については、当該初診日（死亡日）の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間に係る月までの1年間）のうち保険料納付済期間及び保険料免除期間以外の被保険者期間（つまり、保険料滞納期間）がないとき（「直近1年要件」）

変更後の障害基礎年金・遺族基礎年金の保険料納付要件

前述の「直近1年要件」の適用が認められる「平成18年4月1日」という期限は、平成6年の改正の際に10年間延長されたもので、今回の改正では、この期限がさらに10年間延長され、「平成28年4月1日」となった。

企業年金ノート No.450  
平成17年10月 りそな信託銀行発行

年金信託部  
〒100-8112 東京都千代田区大手町1-1-2 TEL. 03(5223)1992  
〒540-8607 大阪市中央区備後町2-2-1 TEL. 06(6268)1866

りそな信託銀行はインターネットにホームページを開設しております。  
【<http://www.resona-gr.co.jp/resona-tb/>】

りそな信託銀行は、インターネットを利用して企業年金の各種情報を提供する「りそな企業年金ネットワーク」を開設しております。ご利用をご希望の場合は、年金信託部までお問い合わせ下さい。（TEL 06(6268)1813）  
受付時間...平日 9:00～17:00

土、日、祝日、12月31日～1月3日、5月3日～5月5日はご利用いただけません。